○国税庁告示第九号

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条第三項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官が定める期間を次のように定め、平成二十八年四月一日以後に国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令別表に掲げる法令の規定に基づき税務署長等（同令第三条に規定する税務署長等をいう。）に対して行われる申請等（以下「申請等」という。）について適用し、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項に規定する国税庁長官が定める期間を定める件（平成二十三年国税庁告示第三十一号）は、平成二十八年三月三十一日をもって廃止する。ただし、同日以前に法定申告期限が到来した国税については、なお従前の例による。

平成二十七年三月三十一日

国税庁長官　林　信光

1　この告示で使用する用語は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）において使用する用語の例による。

2　国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項に規定する国税庁長官が定める期間は、次の各号に掲げる申請等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　国税に関する法律の規定により行う納税申告書の提出　国税の法定申告期限（電子情報処理組織を使用して還付請求申告書の提出があった場合には、当該申告書の提出があった日）から、当該法定申告期限から五年を経過する日（同日前六月以内に更正の請求があった場合には、当該更正の請求があった日から六月を経過する日。以下この号において同じ。）までの間（贈与税並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四第一項又は第六十八条の八十八第一項の規定の適用がある場合の法人税及び地方法人税にあっては当該法定申告期限から六年を経過する日までの間とし、国税通則法第二十三条第一項第二号に掲げる場合のうち法人税に係る場合にあっては当該法定申告期限から九年を経過する日までの間とする。）

二　前号以外の申請等　電子情報処理組織を使用して当該申請等があった日から五年を経過する日までの間

○農林水産省告示第七百三十一号

次の地すべり防止区域の地すべり防止工事が完了したので、地すべり等防止法施行規則（昭和三十三年農林省・建設省令第一号）第七条第二項の規定により告示する。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　工事の区域

新潟県滝之上地すべり防止区域（昭和四十九年五月十日農林省告示第三百八十二号による指定）

新潟県滝之上地すべり防止区域（平成十七年三月三十一日農林水産省告示第六百四十九号による指定）

新潟県中つるね地すべり防止区域（平成二十二年四月十五日農林水産省告示第六百十六号による指定）

二　工事完了の日

平成二十七年三月三十一日

○農林水産省告示第七百三十二号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十条第一項の規定に基づき、次の区域の地すべり防止工事を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　工事の区域

徳島県西山地すべり防止区域（昭和三十八年三月二十三日農林省告示第三百六十六号による指定）

二　工事開始の日

平成二十七年四月一日

三　工事完了の日

平成二十七年三月三十一日

○農林水産省告示第七百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

みなかみ町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、みなかみ町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

みなかみ町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　所　群馬県利根郡みなかみ町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、みなかみ町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

みなかみ町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　所　群馬県利根郡みなかみ町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）